

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の株主、債権者、従業員、取引先、地域社会といったステークホルダー（利害関係者）との関係を適切に調整しつつ株主利益を尊重し、企業価値を高めることを経営者の責務と認識しております。そのためには、経営執行の過程において取締役会の経営者の職務執行に関する監督機能、監査役の監視機能あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることによって、経営の健全性、公平性、透明性を確保することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則すべてに則り経営しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ビジネスコンサルタント	880,000	10.47
株式会社リンクレア	720,000	8.57
三菱UFJキャピタル株式会社	445,000	5.30
株式会社三菱東京UFJ銀行	374,800	4.46
ユニリタ社員持株会	365,643	4.35
TIS株式会社	291,600	3.47
株式会社クエスト	274,000	3.26
株式会社みどり会	270,000	3.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	255,000	3.03
竹藤 浩樹	214,500	2.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、平成29年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邉 治巳	他の会社の出身者								○			
川西 孝雄	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邉 治巳	○	独立役員であります。 渡邉 治巳氏は、ブレインセラーズ・ドットコム株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、同社との間には製品販売等において業務提携契約を締結しております。 当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める範囲内とするとしております。	ソフトウェア業界での豊富な経験と知識を有し、経営者として高い見識を有しているため、社外取締役として選任しております。 独立役員の指定に関しては、平成23年6月、当社の社外取締役として就任以来、当社の企業価値を高めることを目的とした建設的な提言、質問、指摘を行っており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、本人の同意を得た上で届出しております。

川西 孝雄	○	独立役員であります。 川西 孝雄氏は、株式会社ジェーシービーの代表取締役会長を兼務しております。 なお、同社との間には商品購入等の取引関係があります。 当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める範囲内とするとしております。	会社経営についての豊富な知識・経験を有し、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待し、社外取締役として選任しております。 独立役員の指定に関しては、証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、届出をしております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役

補足説明

報酬委員会は取締役会の使命のひとつである「マネジメントをモニタリングし、指名・報酬付与を通じてマネジメント機関の動機付けを行う」ことを目的として取締役会の諮問機関として設置されています。
構成員は、代表取締役1名、社外取締役2名、常勤監査役1名の計4名です。報酬委員会の議題は、(1)取締役ならびに執行役員候補者の審査、(2)マネジメントの評価・報酬制度の審査、(3)取締役の評価・報酬額の決定、となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査法人と年6回、定期的にミーティングの機会を持っております。新事業年度の監査および四半期レビューの計画の説明、毎四半期レビューの結果説明、ならびに事業年度の監査結果説明につき、都度、監査法人から説明、報告を受けるとともに、積極的に意見交換を行っております。また、これらとは別に、年2回程度、監査役と監査法人との連絡会を開催し、率直に意見交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。さらに、監査役は、監査法人の監査にも随時立会い、必要に応じて質問をし、意見を申し述べております。

当社では、社長執行役員の直轄組織として内部監査室を設置しております。同室は、業務監査および会計監査を行っておりますが、監査役は、事前に監査計画の説明を受けるとともに、随時この監査に立会い、内部監査状況を監視しております。内部監査室は、各事業部(本部)に対し、定期的に内部監査を実施し、監査結果を社長執行役員に報告するとともに、毎月開催される監査役会に、内部監査室長が出席し、報告しております。さらに、週1回、定期的に監査役と内部監査室との連絡会を開催し、それぞれの職務の進捗状況等につき情報交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹中 豊典	他の会社の出身者													
御子柴 一彦	他の会社の出身者													
堤 永守	他の会社の出身者									○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹中 豊典	○	独立役員であります。 当社と会社法第427 条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める範囲内とするとしております。	取締役の職務の執行の監査、取締役会の意思決定の監査、取締役会の監督義務履行状況の監査等、監査役としての職務を遂行する上で、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスに造詣が深く、取締役に対し適切なアドバイスができ、人物的にも監査役会メンバーとして協働いただけるものと期待して選任しております。
御子柴 一彦	○	独立役員であります。 当社と会社法第427 条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める範囲内とするとしております。	弁護士としての専門知識と、上場会社における法務業務に精通し、その経験や知識を活かし、監査体制の強化を期待することができるためです。取締役の職務執行の監査、取締役会の意思決定の監査、取締役会の監督義務履行状況の監査等、監査役としての職務を遂行するうえで、バランスのとれた判断能力を有しており、コーポレートガバナンスに造詣が深く、人物的に監査役会メンバーとして協働いただけるものと期待しています。
堤 永守		同氏は、株式会社ビジネスコンサルタントの取締役を務めた後、現在、同社フェロー役員を務めております。 当社と会社法第427 条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める範囲内とするとしております。	取締役の職務の執行の監査、取締役会の意思決定の監査、取締役会の監督義務履行状況の監査等、監査役としての職務を遂行する上で、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスに造詣が深く、取締役に対し適切なアドバイスができ、人物的にも監査役会メンバーとして協働いただけるものと期待して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

平成17年12月28日より導入していたストックオプション制度においては、行使価額と実勢価額が著しく乖離しており、行使されにくい状況であるため、また本新株予約権が潜在株式として存在している状況等を考慮し、割当対象者と協議した結果、各々が保有する新株予約権の全部について放棄する旨の申し出があったため、平成23年1月20日に廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期の取締役および監査役に対して支払った報酬は以下のとおりであります。
取締役9名に対する年間報酬総額は、232,863千円(うち社外取締役2名 15,300千円)
監査役4名に対する年間報酬総額は、33,695千円(うち社外監査役3名 30,395千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、職責に応じた基準額を設定し、報酬委員会によって、当期の業績および次期の業績計画等を総合的に勘案のうえ報酬額を毎期見直し、取締役会へ付議、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポート体制としましては、取締役会開催の1週間前に取締役会議題一覧および決議事項に対する関連資料を送付し、必要に応じて議案提出者より議案に関する事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は、添付・模式図のとおり、取締役会を中心に、監査役会、内部監査室、専門委員会(報酬委員会、企業価値検討委員会、危機管理委員会)、会計監査人等の連携によって構成・運営されております。

取締役会は、業務執行の基本方針等を決定する機関として代表取締役が議長を務め、取締役9名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)が出席しており、取締役会と監査役会が相互に連携し、取締役会における適切な意思決定、経営監督機能の向上、業務執行の機能強化・迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの確保を図っております。

取締役会は月1回の定時取締役会、原則として四半期に1回の決算取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査役は、取締役会で意見を述べるとともに、監査法人の会計監査立会いをはじめ、決裁書類等の閲覧、事業所の定期調査等を通じ、取締役の業務執行の合法性、妥当性、合理性を検証しております。

社長直轄の内部監査室は、内部監査を定期的に行い、各部門の業務執行・管理状況について、公正な立場からその妥当性および効率性について助言、提言しております。

独立役員については、当社の企業価値向上に資する人物、経験、知見および専門知識等を総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断した場合、本人の同意を得た上で指定し、届出しております。

役員報酬については、職責に応じた基準額を設定し、報酬委員会によって、当期の業績および次期の業績計画等を総合的に勘案のうえで報酬額を毎期見直し、取締役会へ付議、決定しております。

業務執行機能については、以下の組織で運営しております。

○経営会議

月1回の定期開催。常勤取締役および常勤監査役により構成。

取締役会付議事項の決定および経営に関する基本方針、戦略等の検討を行う。

○執行役員会

月2回の定期開催。執行役員および常勤監査役により構成。

取締役会への報告事項、提案事項の検討および業務執行に係る意思決定と部門別計画等の進捗チェックを行う。

○社長・監査役連絡会

原則、半期に1回の定期開催。代表取締役 社長執行役員と監査役全員により構成。

会社経営上の重要事項に関する意見交換を行う。

会計監査の状況につきましては、下記のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名 奥山 弘幸、奥谷 績
所属する監査法人 新日本有限責任監査法人
監査業務に係る補助者の構成 公認会計士6名、その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は公開会社かつ大会社であり、委員会設置会社ではありませんので、法定機関として、株主総会、取締役、取締役会、代表取締役、監査役、監査役会、会計監査人の7つの機関を設置しております。

コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、任意の機関を設置して企業統治の実効性を高める体制を敷いております。

・経営会議は取締役会の意思決定機能を高める役割を發揮しています。

・執行役員会は、取締役会の決定を業務執行に移す際の意思決定と、業務計画のPDCAを行っています。

・内部監査室は、社長直属の機関としてモニタリング機能を担っています。

・報酬委員会は、取締役会の諮問機関としてマネジメントをモニタリングし、指名・報酬付与を通じて、マネジメント機関の動機付けを行っております。

・危機管理委員会は、平時におけるリスク予防と、危機発生時における緊急対応策の検討等、リスク管理体制の構築を行っております。

・企業価値検討委員会は、独立役員により、取締役会の判断の公正を確保する手段として機能するよう位置付けております。

参考資料「当社ガバナンス体制模式図」：巻末の添付資料をご覧ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月15日開催の第35期定時株主総会におきましては、法定期日より3営業日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ多くの株主様に参加いただくことを目的として、毎年、集中日となる6月の最終週を避け、6月中旬に開催しております。
その他	当社ホームページへの招集通知等の掲載、株主総会当日、議案審議にあたっては質問者への丁寧な回答、そして株主様のお連れ様(1名)を株主総会後の株主懇談会へご招待する取り組みなど、株主総会の活性化に関する施策を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「IR情報」内に「情報開示方針」のページを設け、公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年3月期第2四半期および平成29年3月期決算に関しましては決算発表後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催いたしました。今後も本決算および第2四半期決算発表後の年2回、決算説明会を開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	経年の業績推移や経営指標を掲載している財務ハイライトページのほか、IRライブラリとして有価証券報告書や決算短信、上場時の目論見書、会社説明会資料や決算説明会資料、株主総会招集通知、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署である広報IR室の担当役員は、取締役 執行役員 已波淳であり、またIR事務連絡責任者は広報IR室長 藤本政史であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では情報開示方針を定め、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主との直接の対話の機会として株主総会終了後に株主懇談会(約1時間)を開催し、当社取締役および執行役員、子会社社長が出席者の皆様と懇談し、質疑応答や意見交換を行いました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

○ 基本的な考え方

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議、公表しております。
平成21年5月8日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部変更について決議し、直ちに公表いたしました。
また、平成26年4月17日および平成27年4月16日の取締役会において再確認いたしました。
平成21年3月19日付で企業理念を改訂し、同時に新たな行動指針を制定したこと等により「内部統制システムの整備に関する基本方針」の1、2および4項について一部変更を行いました。
また、新たに10項(財務報告の信頼性を確保するための体制)および11項(反社会的勢力排除に向けた体制)を追加いたしました。
さらに、平成27年5月7日の取締役会において、会社法改正に対応した基本方針および基本方針の詳細内容に改訂いたしました。

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方は以下のとおりであります。

1. 職務執行の基本方針

当社は、平成26年3月に「企業理念」および「行動指針」を改訂し、すべての取締役および従業員(社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者を言います。)が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

■ 企業理念

私たちは、しなやかなITを使い、社会の発展とより良い未来の創造に貢献する企業を目指します。

■ 行動指針

1. [ユニーク]

私たちは、ITの先導役として、ユニークな発想で、これまでにない製品やサービスを提供します。

2. [誠実]

私たちは、企業として持続するために、全てのステークホルダーに対して、誠実であり続けます。

3. [利他]

私たちは、お客様の利益に資する「利他」の精神で行動します。

4. [変化、挑戦]

私たちは、変化へ俊敏に対応し、未知の事に挑戦し続けます。同時に、失敗からも学ぶ正しい精神を大切にします。

5. [結束]

私たちは、無難な判断を排し、納得するまで議論を尽くします。そして、目標達成に向かって心をひとつにし、結果を出します。

6. [グローバル]

私たちは、世界中の国や地域の文化、慣習を尊重し、ともに働き、ともに学び、地域の発展に貢献します。

7. [凛]

私たちは、企業人として法令と社会ルールを遵守し、凛としてしなやかに行動します。

当社は、この「企業理念」および「行動指針」の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および使用人が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「企業理念」および「行動指針」を周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとします。

(2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとします。

(3) 法令ならびに「企業理念」および「行動指針」その他諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を構築します。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、取締役および監査役は必要に応じてこれらの閲覧を行うことができるものとします。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社事業の特性上重要度の高いリスクである広域災害発生時に対応するために「危機管理委員会」を設置し、緊急連絡網の整備、お客様情報の整備等を定期的に実施し、不測の事態発生時に速やかに対応し、お客様のシステムの稼働を支援する体制を構築します。

(2) 既存の業務管理規程に盛り込まれている業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、内部統制要領に従った、全社的なリスク管理体制を整備します。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。

(2) 決裁に関する職務権限規程において、業務執行取締役および執行役員等の決裁権限を定め、特に社長執行役員による会社の業務執行の決定に資するため、原則として毎月1回以上(定時)開催している執行役員会にて審議のうえ、執行決定を行います。

(3) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項について報告を求めるほか、関係会社の非常勤取締役を当社から派遣し、関係会社の取締役の職務執行を監視・監督します。

(2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営状況、財務状況等の把握、分析検討をするために、当社は「関係会社管理規程」所定の資料の提出を求め、関係会社はこれに応ずるものとします。また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとします。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、定期的開催される「グループ社長会」において、「関係会社管理規程」に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を行います。

(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の内部監査室が関係会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の取締役および関係会社の取締役に報告します。また、関係会社の監査役と情報交換の場を定期的に設けます。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌規程で明確化します。

(2) 監査役から監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会と協議のうえ決定するものとします。

8. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社および関係会社のすべての取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行うものとします。

(2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとします。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、当社および関係会社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役または監査役会が監査の実施のために、独自に外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に助言を求め、または、必要な調査を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社はその費用を負担するものとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との意思疎通を図るため、監査役の求めに応じ、原則として毎月1回定期的な会合を持つこととします。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に基づき、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制を整備します。

内部統制システムといたしましては、取締役会および執行役員会において、監査役および議題に係る各担当者の参加のもと、月次業務執行報告と課題検討を行い、常時、業務および執行の厳正な監視を行える体制をとっております。

なお、内部監査機関として内部監査室を設置し、外部監査は新日本有限責任監査法人に依頼しております。

その他、コーポレートガバナンスの基盤となるコンプライアンス推進のために、「内部統制システムの整備に関する基本方針」にて定めた平成27年度重点施策に基づき、全社員向けコンプライアンス教育ならびにe ラーニングによる全ての役職員を対象としたコンプライアンス理解度テスト実施等、役職員のコンプライアンスに関する認識と理解を深めるための取組みを行いました。

○リスク管理体制の整備の状況

当社では、危機管理委員会を設置し、広域自然災害への対応、顧客情報や製品情報の遺漏防止、サイバーテロ対策および特許侵害問題への対応等、想定されるリスクに対する管理体制を構築しております。また、情報セキュリティ強化の一環として「プライバシーマーク」を平成18年3月に取得し、社内モラルの向上と問題発生防止に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

○基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制を整備しております。

○整備状況

基本方針をすべての取締役および従業員に周知徹底するとともに、万一、反社会的勢力および団体からの不当な要求があった場合には、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、報告・相談する体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成18年6月22日付で「当社株式に対する大量取得行為などの買収提案等への対応方針（買収防衛策）」を導入しております。

当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上を図るため、大量取得行為に対する当社対抗策の発動の可否を直接株主の皆様にお伺いする株主意思尊重の考え方を積極的に取り入れ、当社の考え方を一層明確にしてより分かり易い内容に改定し、平成20年6月19日開催の第26期定時株主総会において導入をご承認いただきました。

さらに、平成28年6月16日開催の当社第34期定時株主総会に至るまで、2年毎に数次にわたっての継続を株主の皆様にご承認いただきました。

買収防衛策の詳細につきましては「第34期定時株主総会招集ご通知」（46ページから60ページまで）をご覧ください。

<http://www.unirita.co.jp/wp-content/uploads/2014/12/cceefca89fcfafc5b98133cae6904cc5.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス推進のために、「内部統制システムの整備に関する基本方針」にて定めた平成28年度重点施策に基づき、コンプライアンス推進担当者向け研修を年2回実施したほか、中途入社社員向けコンプライアンス教育の実施及び全社員向けコンプライアンス教育並びにeラーニングによる理解度テスト実施等、役職員のコンプライアンスに関する認識と理解を深めるための取り組みを行いました。

○コーポレート・ガバナンスの充実に向けて今迄取り組んできたこと

(1) 役職員に対するコーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス研修を今後も継続してまいります。

(2) 内部統制システムの整備推進

毎期初に重要施策を決定し、1年間かけて施策実施・効果測定を行い、継続的な整備に努めております。

○適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社においては、重要な会社情報が発生した場合には、金融商品取引法および東京証券取引所JASDAQ市場の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」等に則り、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。また、適時開示に該当しない情報についても、投資判断に影響を与える可能性があるかと判断した場合には、自主的に情報開示を行うよう努めております。開示情報については、TDnetによる開示に加え、自社ホームページにも、速やかに情報を掲載しております。

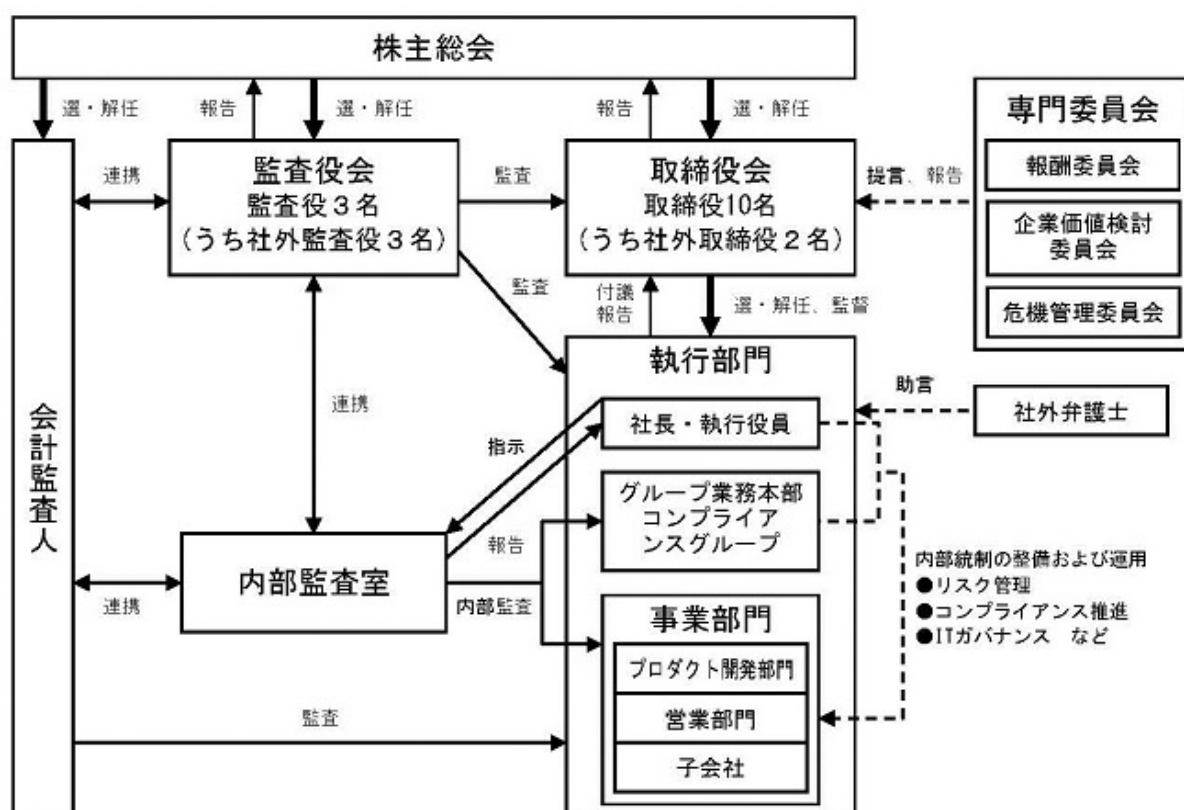
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社においては、法令遵守ならびに資本市場における信用確保、会社情報の取扱いに関する権限と責任の明確化を目的として、情報開示に関する社内規程を制定し、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。当社における情報開示に関する責任者は、広報IR室担当の執行役員が務め、その直属組織として広報IR室があります。

広報IR室は独立した組織として、担当執行役員の指揮のもとで、重要な会社情報の一元管理を行うとともに、情報開示の要否、開示内容および方法等について、社内関係部門または必要に応じて監査法人、弁護士等への確認および相談の上で適時適切な開示に努めております。

○内部統制システムの概要

参考資料「会社情報の適時開示に係る社内体制図」：巻末の添付資料をご覧ください。



(参考資料)「会社情報の適時開示に係る社内体制図」

